

財産形成住宅預金規定

1. 預入れの方法

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基本給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入できるものとします。
- (3) この預金の預入れは、1口100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財形住宅預金契約の証（以下「契約の証」という。）を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. 預金の種類・期間等

この預金は、預入日の1年後の応答日を据置期間満了日、3年後の応答日を最終預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3. 自動継続等

- (1) この預金は、最長預入期限にその元利金の合計額で、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても第1項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

4. 預金の支払方法

- (1) この預金の元利金全部の支払は、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。
- (2) 第1項による払出しをする場合には、住宅の取得の日から1年以内に、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類（又はその写し）を当店へ提出してください。
- (3) この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。
- (4) 第3項による払出しをする場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この預金の契約の証とともに住宅建設工事請負契約等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。
また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残額の払出しをするものとします。

5. 利息

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日」といいます）について預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入れ期間に応じた利率によって計算します。
 - ① 1年以上2年未満…表面記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上…表面記載の「2年以上」の利率

- (2) この預金の利率は当行所定の日に変更します。この場合、新利率は変更日以後預入れられる金額についてその預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (3) 当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合および財産形成預金(期日指定・住宅・年金)共通規定により適用される定期性預金共通規定第14条の規定により解約する場合、その利息は預入金額ごとにその預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。この場合、解約日の普通預金利率を下回らないこととします。
- ① 6か月未満…解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満…2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満…2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満…2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満…2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満…2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

6. 預金の解約

- (1) やむを得ない事由により、この預金を第4条の支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証と共に当店へ提出してください。
- (2) 第1項の解約の手續に加え、当該預金の解約の手續を行うことについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約の手續を行いません。

7. 税額の追徴

この預金の利息について、第1項から第3項に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って20.315%(国税15.315%、地方税5%)により計算した税額を追徴します。

- (1) 第4条によらない払出しがあった場合。
- (2) 第4条による一部払出後2年以内に残高を払出さなかった場合。
- (3) 第4条による一部払出後2年以内で住宅取得日から1年を経過して残高の払出しがあった場合。
ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

8. 差引計算等

- (1) 第7条2項の事由が生じた場合には、当行は事前の通知および所定の手続を省略し、次により税額を追徴できるものとします。
- ① 第7条2項の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
 - ② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、直ちに当行に支払ってください。
- (2) 第1項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

9. 転職等の取扱

転職、転勤、出向により財形形成住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から6か月以内に所定の手続により、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

10. 非課税扱いの適用除外

この預金の利息について、第1項から第3項に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- (1) 第1条第1項もしくは2項による以外の預入があった場合。
- (2) 定期預入が2年以上されなかった場合。
- (3) 非課税貯蓄申込書の預入限度額を越えて預入があった場合。

11. 預入金額の変更

預入金額の変更をするときは、当行所定の書面によって当店に申出てください。

12. 条項の適用

この預金には、本規定のほか、「財産形成預金（期日指定・住宅・年金）共通規定」が適用されるものとします。